大村市政だより

発行所
長崎縣大村市250番地
大村市役所
電話(代表)750番
印刷所　つじ印刷所

計量器の定期検査

正しい計量で明るい生活

5月25日～6月5日

計量器はわれ〳〵の日常生活に寸時もなくてはならぬものでありますが、この計量器のくるいによる不正確な計量によつて社会の発展を粗害することになりますので、これらの不正器物を除き、不正行爲を未然に防ぎ、正確な計量により商取引を円滑にすると共に文化、経済の向上発展を助長するために、計量器法に基く計量器の定期検査を実施することになりましたので、該当者は洩れなく検査を受けて下さい。

この定期検査は五月四日付県告示第四四二三号で、大村市全域を五月二十五日から六月五日まで行うことに告示されたものであります。

一、検査日並びに場所

別表のとおり。

二、定期検査を受けねばならないもの

計量器により取引上または證明上に法定計量単位を使用するもの。

◉註、取引、證明の意義

取引とは有質、無質を問わず物または役務の給付を目的とする業務上の行爲をいう。證明とは公共または業務上、一定の事実である旨を表明することをいう。

三、定期検査を必要としないもの、取引證明以外に使用する認可を受け「取引、證明以外の用一」を記入したもので次の計量器。

(1)長さ計り
△伸縮目盛付直尺△伸縮目盛付角度直尺△実目盛付曲り尺△伸縮目盛付曲り尺△鍵尺△回転尺
(2)はかり
△精密天んびん△極微天びん
(3)温度計
(4)体積計
△硝子製「ます一および陶磁器製「ます」
△化学用体積計
(5)圧力計
(6)密度計
(7)濃度計
(8)湿度計
(9)比重計
(10)鉄道、軌道、索道、電車、自動車、船舶航空機に取付けたもの
(11)検査有効期間内のタクシー、メーター、ガスメーター、水道メーター、ガソリン量器

四、事前調査

定期検査の告示を受けた関係市町村長は定期検査を受けねばならない計量器の種類および数量を調査し、定期検査の三日前までに知事に報告することになつています。

五月二十日まで、市経済課商工水産係に提出してください。事前調査票は各町総代の手もとに準備してあります。

五、所在場所における定期検査△左の計量器は所在場所で定期検査を受けてください。

(1)起動機用のはかり
(2)コンベヤー用の自動はかり

なお、受検希望の月を告示のあつてから一カ月以内に、受検日を三日以上選定して知事に申し出ること。

△重量が大きく運搬困難な計量が多く、提出困難な場合は定期検査一カ月前に、所在場所における定期検査許可願を知事に提出すれば事情を調査して許可されるので市町村長を通じ申達すること。

六、定期検査に代る検査

疾病、旅行、その他やむを得ない事由により、検査期日に定期検査を受けられない者は計量器を県計量検定所に提出し、一定の手数料を納付し検査を受け定期検査に代えることができますが、この場合は計量器の所在場所に出張検査したときは原器の運搬費と出張費を納入することになつていますので希望者は県計量検定所(県庁内)へ申出ること。

七、定期検査に提出受検を怠つた者は六カ月以下の徴役または五万円以下の罰金または併科されることがあります。

八、定期検査で不合格となるもの

(1)検定証印のないもの
(2)修理して検査を受けずまたは検定に合格しないもの
(3)変造したもの
(4)政令の定める公差以上に狂つたもの
(5)政令で定めた構造を備えていないもの

九、事前調査を特に必要とするもの

(1)農家の農産を主とし販売するために使用する品販売用の「はかり」「ます一」
(2)林産業者の林産物を販売する「はかり」(木炭、しいたけなど)、「ます」
(3)医師、薬剤師用の「はかり」
(4)県市町村用、農業協同組合、学校、試験所その他の公務用計量器(郵便局を除く)
(5)実行組合、協同作業場などの部落共有の「はかり」「ます」
(6)食糧並びに林産物検査所備付の「はかり」
(7)専売公社の葉煙草買上用「はかり」
(8)行商人の「はかり」
(9)屑鉄買の「はかり」
(10)鉄道、運送会社備付の「はかり」
(11)炭坑のベルトコンベヤー用の「はかり」
(12)地中に埋められたはかり(トラック掛、牛馬掛など)

(経済課)

5月19(土)20(日)

第9回県民体育祭

集う若人・美と力の祭典

19種目に技を競う

第九回県民体育祭は長崎県、県教育委員会、県体育協会大村市、大村市教育委員会共催、八市長協議会、県町村主管の下に、五月十九日(土)二十日(日)の両日にわたり大村市営綜合グラウンドを中心に左記十九種目の各種競技が県内若人の意氣と力を示して繰り擴げられる。

市では去る四月一日に準備委員会を結成、市長が会長、議長、助役深堀市体協副会長が副会長に、教育長が理事長兼事務局長に就任、事務局を教育委員会(社会教育課)内におき総務、庶務記録、式典案内、情報宣傳、接待設備、会計、競技の各係に分けて、諸般の準備に万全を期している当日は、県下各地から選手、役員、應援観覧その他の関係者四千名から五千名が集ると見られ、市内の旅館、交通機関等は全機能を上げ、接待には市関係者学校教職員、婦人会員等が当る予定である。

競技種目、会場は次の通りで大会本部は元図書館内におくが、当日雨天の際は競技可能の種目のみ実施して日延べはしない。

①陸上競技(陸上競技場)②水泳(竹松部隊プール)③柔道(中央公民館)④登山(多良岳～野岳湖)⑤ミバトン(大村病院～⑥バレーボール(大村小学校)⑦バスケット(大高体育館)⑧野球(野球場)⑨相撲(大村神社)⑩剣道(大村小学校)⑪庭球(庭球場)⑫弓道(大村神社)⑬卓球(園藝高校)⑭ラグビー(園藝高校)⑮サッカー(大村高校)⑯体操(大高講堂)⑰ソフトボール(西大村中学校)⑱ボクシング(三城小学校特設リング)⑲自転車(ロードレース)

なお初日の十九日には陸上競技場に於て九時三十分集合、九時五十五分から入場式を挙行する予定である。

(県体準備委員会)

選管監査事務局は元水道課跡へ移転

選挙管理委員会事務局及び監査事務局は五月一日から元水道課跡へ移転し、階上が監査事務局、階下が選挙管理事務局になつています

(庶務課)

お米屋の登録替へ

5月21・22日の両日

現在受配しておられるお米屋を変更したい方は、五月二十一日、二十二日の両日に印鑑および主食購入通帳持参の上、変更届書を所管の出張所(本庁地区は市民課)へ提出してください。

なお買掛金のある方は変更できません、変更後の新登録店よりの受配は六月一日からです。

(市民課)

染色仕上工を募集

愛知県一宮市の某有名工場では臨時工を次のとおり募集しています

記載例

品種名	圃場大字	小字	面積	自家用	販売用
○トマト ナス	武部郷	水斗	2セ5合		販

★該当の方は右の申告書を切り取つて町総代のところに5月18日まで提出してください。

記載上の注意

1 申告はトマト、ナスとうがらし
2 品種別は該当のに○印して下さい
3 面積合は合は3歩であります
4 自家用販賣用別の欄には圃場に両方を兼ねる場合は販賣用に○印してください

トマト・ナス作付申告書

耕作者名		町内名	
品種別	圃場大字	小字	面積	自家用 販賣用
トマト ナス			セ 合	自販
トマト ナス				自販
トマト ナス				自販
トマト ナス				自販
トマト ナス				自販
トマト ナス				自販
トマト ナス				自販
とうがらし				自販

○職種　染色仕上工(未経験者でもよい)
○年令　十八才以上三十才まで
○採用人員　男九〇名　女一二〇名
○採用期間　六月から九月までの三カ月間
○給与その他　男二五〇円、女二〇〇円の日給
但し二、三時間の残業があるので収入は増加する。食費として一日三十円を控除される。
○赴任旅費　支給する
○締切　五月二十一日までに大村公共職業安定所へ申込んでください。

(大村公共職業安定所)

タバコは市内で

この「市政だより」は五月十一日に市民課から送付しました。

社会環境をよくしよう
地域での補導組織の確立へ

第十二回青少年保護育成運動は五月一日から三十一日まで一カ月間全国内に実施されております。この運動は、全国の青少年保護育成に関係ある諸種の機関団体の積極的協力のもとに、世の親達を中心とする世論を背景として一大国民運動を展開し、青少年の健全な育成に寄与することを趣旨としているのであります。

少年犯罪の傾向は、戦前戦後を通じて昭和二十六年の四千二十一件が最高潮で、順次減少して来たのでありますが、昨年は再び増加し六千百三十八件で昭和二十六年より増加しております。

しかし当市は皆さんの御協力で昭和二十六年は三百三十二件であったのが、昨年は二百二十四件と僅かながらも減少しております。ところが犯罪の件数に計上されていない、つまり犯罪を犯すおそれのある少年およびその他問題行為があって警察の補導の対象となった少年を累年別にみますと、全国では

昭和二十七年　二十六万八千六百六十六名
昭和二十八年　三十五万二千百六十二名
昭和二十九年　四十三万四百五十九名

で大村市では

昭和二十七年五十八名
昭和二十八年六十五名
昭和二十九年七十二名

となっており、年毎に著しい増加の傾向を辿っており、少年犯罪の傾向と併せて憂うべき状態であります。

次に学生、生徒の非行の状況を昭和二十九年度の統計によってみますと、中学校小学校の児童数が極めて多いのであります。なお、質的にも集団輪姦事件、教師おう打事件、暴行恐喝事件、無軌道な性的交遊などの憂慮すべき内容のものが多いのであります。

このように少年性的犯罪（強姦、わいせつ）は毎年著しく増加しておりますが、特に性的犯罪には至らないが、性的不良行為も犯罪と同様、増加しているのであります。

このような少年の性的非行の空前の増加は極めて注目され、この対策は青少年に対する教育、および広く社会環境など種々の根本問題に関連するものがあり獨り警察のみの手によっては解決できるものではありません。

それで少年警察の活動を中心に申し上げ市民の皆さんの正しい理解と認識を深めていただきたいと思います

1. 問題少年の早期發見と適切な處理

イ 街頭補導の強化

少年の不良化防止は、早期発見が第一條件であるということは前に本紙を通じて申したとおりでありますが、早期発見のため街頭に出て補導するのであります

街頭補導の要領は主として少年が集る場所、つまり神社、佛閣、公園、驛、旅館、盛場、興行場を重点として犯罪行為、怠学、喫煙、飲酒、不純性交、家出の発見、などに努めるのであります。

この街頭補導は警察官が専門的に従事する場合と、平素の警ら、巡回連絡を通じて実施する場合とがあります

ロ 少年相談所の利用

少年の不良化防止を専門的に相談に應ずる係員が警察におることは本紙を通じてお知せしてありますが、不良化防止は何よりも早期発見が第一條件ですからおかしいと思われることは早目に相談するようにしてください。警察で取扱う少年問題は秘密にしておりますので決して御心配はいりません。気軽な氣持で早目に相談してください。

2. その他青少年に有害と目される環境を認識していただきます

イ 特殊な喫茶店

喫茶店の中でも店内を暗くして、アベック青少年を立入らせ、ある いは半裸の女給が接待するなどのものが多くなりつつあり、これらが不良少年のたまり場となり、また性的非行の場所となっている事例が多い。

ロ ストリップ劇場

少年の性的感情を著しく刺戟し、有害な影響を与えるストリップ劇場に青少年が入場し観覧している。

ハ 看板・廣告など

ストリップ、あるいは性的映画の内容を露骨に描いたものがある。

ニ 出版物など

少年向雑誌、漫画本などで有害なもの、および成人向雑誌などで卑わいな内容を有するものなど、青少年に有害と目される出版物が依然として流布されている。

ホ 映画

成人向の映画の中には青少年に有害と認められるものが相当ある。このような成人向の映画に対しては映画倫理規定管理委員会が自主的に審査し、成人向と指定し配給されているが、現実には多数の青少年が入場し観覧している。

ヘ 射倖行為

青少年の射倖心をそそるものに、少年目当ての懸賞当りくじ、風船ゲームなどがあり、一例をあければ一円札を送付させてその紙幣番号で抽せんを行い、当せん者にカメラ、万年筆を賞品として送る旨を新聞雑誌などで大々的に宣傳して、実施しているものなど、青少年に有害な環境が極めて多いのであります。

これらの有害環境の浄化については、法的に取締り得る可能限度において、青少年保護の立場から、これらを受締ってきているのであります。

この運動の展開に際しては、特にこの実態と、その影響を広く世論に訴えて実効のある施策がなされるよう望むのであります。

3. 地域における補導組織の推進

この運動においては、地域における青少年保護育成のため有志者活動の組織化のことも重点目標とされておりますが、警察としては、早くからこの必要性を痛感し、各地で青少年非行防止のための地域組織化（補導連絡会、学校と警察との連絡協議会、補導委員会など）その他につとめ、その推進にあたっているのであります。

したがってこの運動を契機として各機関団体なども有志活動の促進と、その組織化を提唱、推進することになりますので警察が組織した既成の組織もその一環として、中核的役割を果すとともに、未組織の地域にあってはこの機会を利用して組織して、いただきたいと思います。

なお青少年保護育成のための有志者活動の組織化については警察としてその地域における少年非行の実態、非行防止上の着眼点、警察のこの分野における活動方針などについて協力はおしみません。そうして單なる連絡協調の域からさらに前進して名目の如何にとらわれず、青少年保護育成のためには一致協力して、具体的な実践活動が肝要と痛感する次第であります。

（大村警察署）

街路樹を大切に育てましょう

国民健康保険は現在のまゝ
審議の結果、議會で結論

去る三月の定例議会に提出されました大村市国民健康保険休止請願の件については、市議会において特別委員会を編成し、一カ月余にわたって慎重に審議され去る四月二十七日の臨時市議会に特別委員長より審査の報告が詳細になされ、各議員より熱心に質問があり請願の件は従来通りの運営を行うことになりました。

御承知のとおり国民健康保険は相互扶助危険分散の主旨にのっとり被保険者、療養扶当者（医師）保険者の三者が一体となってこそ、はじめて健全なる運営もできるのであります。

政府におきましても國民健康保険の重要性を強く認識し、昨年法の改正を実施して育成強化を図っています。

市におきましては今後の運営その他についてさらに努力を重ね被保険者の福祉の増進につとめたいと念願しております。

被保険者の皆様方には御不安と御迷惑をおかけしたことと思っておりますが、右のような次第でありますので、大村市国民健康保険事業に関してはなお、一層の御理解と御協力を御願いする次第であります。

いずれ詳細に報告する予定でありますが、以上を取りあえず御知らせ致します。

なお五月三十一日は昭和三十年度の出納閉鎖の時期でもありますので、保険料未納の方がおられましたら、それまでにお納めてくださるようくれぐもお願いします。

（保険衛生課）

防犯映画會を開催
松竹・中央・大洋三館で
5月23日（水）

大村市連合防犯組合では、四月十九日、常任理事会を開催して三十一年度の事業計画その他について協議の結果西大村両地区防犯組合とし大村市、大村市連合防犯組合外関係方面が後援し、五月二十三日昼夜三回大村市内の三映画館で大村、西大村両地区の各單位防犯組合員が主として観覧することとなっている

各映画館の日程並に題名及び会員券は次のとおり。

◎松竹館（五月二十三日）
題名△愛の一家△爆笑青春列車
会員券五十円

◎中央館（五月二十三日）
題名△未成年△忘れないよ
会員券五十円

◎大洋館（五月二十三日）
題名△見合旅行△大江戸出世双六
会員券五十円

（大村市連合防犯組合）

麥の製造加工業者へ

麥の製造加工業者（委託加工、委託搗精を受託する者を含む）は、食糧管理法施行規則第四十八條の六および七の規定に基き、五月一日現在の狀況を農林大臣宛報告することになっていますので、五月二十日まで、報告書四部を市民課へ必着するよう御提出ください。

（報告書は市民課にあります）

（市民課）

野鳥を愛しましょう
愛鳥週間
作品コンクールも實施
5月10日～16日

五月十日から十六日までバードウイーク（愛鳥週間）が実施されます最近は青少年の空氣銃使用による密猟、無許可のメジロ捕獲または飼養、或は雉、コジュケイなど野鳥の卵、ひなの採取、その他狩猟法令違反も漸次減って來ました。

しかし愛鳥思想の普及は純眞な少年時代に養うことが大切であります。県ではバードウイークの行事として、生徒、兒童を対象に愛鳥作品コンクールを実施しますので、多数参加してください。

△募集作品
①巣箱（四十雀、山雀用）（高等学生、中学生）
②ポスター（中学生、小学生）
③愛鳥作文（小学生）
△作品〆切　五月二十五日まで、県林務課へ送付すること。
（経済課）

トマト・ナスなどの作付は
5月18日まで申告してください

さきに申告をお願いしましたジャガイモ作付申告も、皆さんの協力により只今集計中であります。

今度届出なければならない作物は「トマト」「ナス」「とうがらし」で農家は勿論、家庭菜園その他で栽培しようとする方は、一面の別記作付申告書に記入の上、五月十八日まで町総代に届出てください。

（経済課）

タイピスト生募集
5月15日から開所

今度大村商工会議所では、商工業事務技術の向上を図るため、邦文タイピスト生徒の養成所を次のとおり開所することになりました。

△場所　大村商工会議所
△生徒数　二十五名（普通科、速成科昼、夜間生共）
△資格　中学校卒業程度以上の国語力ある者。
△養成期間
◎普通科　六カ月（中学校卒業程度）
◎速成科　三カ月（高等学校卒業程度）

なお、昼間部と夜間部があります。

△申込　隨時
△養成開始　五月十五日
△講習料　月六百円
◎詳細は大村商工会議所にお問合せください。
（大村商工会議所）

月日	実施事項	場所
五月二十二日（火）予定	青少年を健全に育てるため座談会開催	市議場
五月二十七日（日）予定	大村市母子連盟総会発会式	公民館
自五月一日至五月末日	「この子たちの親を探そう」運動	
五月十九日（土）予定	働く青少年の座談会	公民館
五月中予定	遊び場の設置	

自衛隊員（陸・海・空）第二次募集五月十日（木）から六月十五日（金）まで受付けます。希望者は早めに市役所市民課へ志願票を提出して下さい。（市民課）